

こうかししょうがいふくしけいかくとうさくていいんかいせつちようこう  
甲賀市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

平成26年2月10日

告示第6号

改正 平成26年7月1日告示第44号

改正 令和2年6月24日告示第65号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、甲賀市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合的な障害福祉推進に必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体の関係者又は福祉事業に従事している者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上をもって成立するものとする。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会において他の委員から開示され、又は知り得た情報を委員会の承諾なしに第三者に開示してはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(部会の設置)

第9条 委員会は、第2条に規定する所掌事項について、調査、研究及び検討を行うため、部会を置くことができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

付 則（平成26年告示第44号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

付 則（令和2年告示第65号）

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

(敬称略)

氏名	所属・役職名
◎ 黒田 学	立命館大学産業社会学部 教授
○ 金子 秀明	社会福祉法人さわらび福祉会 理事長
鈴木 誠	滋賀県立三雲養護学校 進路部長
田代 靖明	甲賀市社会福祉協議会 副部長
堅田 眞弓	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会 理事
辻 富子	甲賀市身体障害者更生会 副会長
奥野 麻美子	こころ はなまる 会長 (甲賀市発達障がい児等を持つ親の会)
隠岐 傳次	甲賀市手をつなぐ育成会 会長
牛谷 正人	社会福祉法人グロー 理事長
桐高 とよみ	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー 所長
長家 正之	甲賀健康福祉事務所 次長

◎：委員長、○：副委員長（順不同）

開催日		主な内容
アンケート調査 実施（当事者）	令和元年 11月～12月	1. 障害者手帳を所持しているサービス利用者及び福祉サービス利用者
第1回甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会	令和2年 7月14日	1. 協議事項 (1) 委嘱状交付 (2) 委員・事務局紹介 (3) 策定委員会及び部会の設置について (4) 正副委員長選出 (5) 計画策定について (6) 今後のスケジュールについて (7) 前計画の評価・進捗状況について (8) アンケート調査の実施について
アンケート調査 実施（事業所）	令和2年 7月～8月	1. 障がいのある人を支援している福祉サービス事業所
ヒアリング調査 実施	令和2年 7月～8月	1. 障がい者関係団体
第2回甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会	令和2年 8月19日	1. 協議事項 (1) 前計画の実績評価、今後の取り組みについて (2) 甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（骨子案）について
第3回甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会	令和2年 10月9日	1. 報告事項 (1) 第2回協議内容の修正について (2) 提言書について 2. 協議事項 (1) 甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について
第4回甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会	令和2年 11月20日	1. 報告事項 (1) 第3回協議内容の修正について 2. 協議事項 (1) 甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）について (2) パブリック・コメントの実施および今後のスケジュールについて
パブリック・コメント実施	令和3年 1月1日～ 1月31日	1. 周知方法：市広報紙および市ホームページ等 2. 公表場所：障がい福祉課、各地域市民センターおよび市ホームページ等 3. 意見数：8件
第5回甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会	令和3年 2月10日	1. 報告事項 (1) 第4回協議内容の修正について (2) パブリック・コメントの結果について 2. 協議事項 (1) 計画（最終案）に対する意見・修正点について (2) 甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（最終案）について

## あ行

### 医療的ケア

医療行為として、医師の指導の下に、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養やたんの吸引などの医療的介助行為のこと。

## か行

### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合的あるいは専門的な相談、情報提供、助言等を行う。併せて、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

### QOL

生活の質。「クオリティ・オブ・ライフ (quality of life)」の略。どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念。

### 共生型サービス

障がい者（児）と高齢者が共に利用できる事業所を設置するという観点から設けられたものであり、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を、介護保険事業所が障害福祉サービス事業所の指定を受けやすくするよう、障害福祉、介護保険のそれぞれの制度に特例を設け、相互にサービス利用をしやすくする制度。

### 共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会のこと。

### 強度行動障がい

直接的他害（噛みつき、頭つき、など）や間接的 he 害（睡眠の乱れ、同一性の保持：例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物損壊など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な障がい。

### ケアマネジメント

介護や支援を必要とする人からの相談に応じ、心身の状況や本人の意向を踏まえ、福祉・保健・医療などのサービスや社会資源を結びつけるための調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保する仕組み。

### 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどがある高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。成年後見制度はそのひとつ。

## 高次脳機能障がい

交通事故や脳卒中などで脳が損傷され、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がいが生じること。

## 合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことをいう。どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なるが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること、窓口でその人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること」などが挙げられる。

## ここあいパスポート

子どもの成長についての保護者の記録と、園、学校、支援機関の検査や支援記録を保存しライフステージが変わってもこれまでの支援をたどることができるようにする記録ファイル。

## さ行

### サービス等利用計画

障がい福祉サービスを利用する際に、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等の利用計画。事業者は一定期間ごとにモニタリングを行い利用者の心身の状況、環境、意向等を勘案して、サービスの内容について計画を立てるほか、適切なサービスが確保されるよう、関係機関との連携を行う。

### 社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなもの。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などが挙げられる。

### 社会福祉協議会

社会福祉の増進を図るために組織された民間団体。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを目的とする。

### 児童発達支援センター

心身の発達に課題のある子どもたちが社会の中で自分らしく生きていく力の基礎を培うための支援を提供する施設。

### 手話奉仕員

講座により手話等を習得し、地域の聴覚障がい者と手話で会話ができ、習得した手話等を活用して、地域の聴覚障がい者団体の行事への参加や、手話サークル活動への参加等、手話活動を行う者。

## 障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和 45 年制定の心身障害者対策基本法を改正して平成 5 年成立。平成 16 年大幅改正。障がいのある人に対して障がいを理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定を義務づけている。

## 障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律。平成 25 年 6 月に制定（平成 28 年 4 月施行）され、主に、①障がいを理由に不当な差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない、②社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮を提供すること、③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことなどを定めている。

## 障害者施策推進協議会

障害者基本法に基づき設置している機関。障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項や関係機関相互の連絡調整を要する事項等について、調査・審議を行う。

## 障害者自立支援協議会

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 に基づき、障がいのある人への支援の体制の整備を図るため設置している機関。関係機関、関係団体、障がいのある人及びその家族、福祉、医療、教育、雇用に関連する職務の従事者、その他関係者により構成される。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行っている。

## 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障がい児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に法律名も変更されて施行された。

## 情報アクセシビリティ

情報システムの利用しやすさを表す言葉。年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報にたどりつけ、利用できること。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて認定された身体障がいのある人に都道府県知事が交付する手帳。障がいの内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉サービスが受けられる。

## 精神障害者保健福祉手帳

平成7年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳。障がいの内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉サービスが受けられる。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活の援助を、代理権や同意権、取引権が付与された後見人等が行う仕組み。

## た行

### 地域資源

何らかの活動や施策に資する有形無形を問わない地域の資源のことで、サービス、人材、既存の活動や組織、建物、特有の技術などが含まれる。

### 地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり等の機能を備えた拠点となる施設。

### 地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業。

### 地域活動支援センター

障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設。

### 地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のことである。

### 特別支援学校

障がいのある児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、併せて学習上又は生活上の自立に必要な知識技能を授けることを目的とする学校。従来の盲・聾・養護学校といった障がい種別にとらわれることなく教育を行う学校制度。

### 特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

## は行

### バリアフリー

障がいのある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障がいのある人の生活全般における障壁の除去をいう。

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がい。

### パブリック・コメント

市の基本的な政策又は制度の策定にあたり、原案の段階で、その趣旨や目的、内容等を公表し、これらに対する皆さんからのご意見や情報、専門的知識の提出を受け、提出されたご意見等を考慮したうえで政策等の最終決定を行なうもの。

### ピアサポート

同じような立場の人によるサポート。

### ペアレントトレーニング

育てにストレスや悩みを抱えている親子を支援する方法。

### ペアレントプログラム

親が子どもの問題行動のパターンや心理を理解・分析し、適切な対応を取ることによって問題行動を減らすことができるという親子の対処プログラム。

### ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。

### 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ決まった割合に相当する数以上の障がいのある人を雇用しなければならないとされており、法定雇用率はその割合のこと。

## ま行

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、3年の任期で、地域住民の福祉、生活援助活動を行う委員。民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼務する。

## や行

### ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者等に使いやすい配慮をするという「バリアフリー」の概念を超えて、障がいのある人や高齢者も含め、だれもが利用しやすい製品や環境をデザイン（考案）すること。

### 要約筆記

聴覚障がいのある人に、話の内容を書いて要点を伝える文字通訳。

## ら行

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

### リハビリテーション

障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

### 療育

障がいのある子どもについて治療、相談・指導を行い、その発達能力を育て、自立生活に向かって育成すること。療は医療、育は養育・保育・教育を意味する。

### 療育手帳

知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳。知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としている。この手帳を取得することによって、障がいの支援区分（最重度・重度（A）、中軽度（B））に応じた福祉サービスを利用できるようになる。





甲賀市第3次障がい者基本計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

甲賀市健康福祉部障がい福祉課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

電話番号：0748-69-2161 FAX：0748-63-4085

E-mail：koka10253800@city.koka.lg.jp

ホームページ：http://www.city.koka.lg.jp/